

最上消費生活センターニュース1月号



2024年1月1日発行



オーディションに行ったら合格しちゃった♡ タレント・モデル契約のトラブル増えています！

【ケース1 大学生】

インターネットで見つけたタレントオーディションの面接審査を受けて「合格」の連絡をもらった。

事務所に行ったらマネジメント業務委託契約をすすめられ、『今契約しなければチャンスはない』と言われ契約した。

その後、初期費用10万円と所属費毎月3万円のほか、演技やモデルのレッスン料もかかる高額な契約であることを知り、解除したいと申し出たら、初期費用約10万円と半年分の所属費を請求すると言われた。

TALENT



【ケース2 大学生】

役者募集サイトを見てキャスト募集に応募したら、面接で事務所に登録することをすすめられ、その場で年会費5万円を払った。

次の面接で確実に仕事ができる業務提携をすすめられ、約60万円を分割で支払う契約をした。

その後事務所に不信感を持ち解約を申し出たところ、40%の違約金が発生すると言われた。

ここがポイント

●あなたの夢につけ込む勧誘トークに注意！

事務所によっては「すぐに仕事が入るから問題ない」と、クレジット契約や借金をして契約するようすすめてくる悪質なところもあります。家族や周囲の人に相談し「冷静・慎重」な判断を。

●不意打ち的にレッスンなどの契約をさせようとする業者に注意！

オーディションや面接に出向いた事務所で、有料のレッスンなどの契約を不意打ち的に求められることがあります。決してその場で契約をせず、具体的な活動内容や芸能事務所のサポート体制、それに伴う費用の内訳など、契約内容をよく確認しましょう。

当初の話と違うと感じた時は、契約をきっぱり断りましょう。



【防災豆知識】 知っておくと、役立つよ…

《クイズその8》

たくさん詰め込んだ非常用持ち出し袋。特に子どものいる家庭で大きさや重さの目安とするものはどれでしょうか？

①車のトランクに入るかどうか



②自転車のかごに乗るかどうか



③持ち歩けるかどうか



正解は
③です

何が起こるかわからない緊急時、小さな子どもはなるべく抱っこしながら避難したいもの。特に赤ちゃんがいる場合、荷物が多すぎると身動きがとれなくなってしまいます。実際に持ってみて、身軽に動けるかどうか確認しておきましょう。

(引用先：こくみん共済)



電熱ウェアの異常発熱に注意!



〔事例1〕

テレビ広告を見て電熱ヒーター内蔵ブルゾンを注文した。パジャマの上に着用したところ、パジャマが焦げてしまった。



〔事例2〕

ヒーター内蔵型ベストを購入した。着用時首のあたりが熱いと感じ、ベストのえりを触ったところ、指をやけどした。ベストは4回着用しただけで、えりの部分が溶けて穴が開いていた。

ここがポイント

- 強くこする・折り曲げるなど、ウェア内部の電熱線等に負荷をかけるように注意!
【電熱ウェア】は、衣服の内部に電熱線などを配置した電気製品です。このため電熱線等が損傷した状態で使用した時に、衣服が焦げたり、やけどを負う可能性があります。
- 使用中に「異常な発熱」「異臭」「変形」「動かなくなった」場合は、ただちに使用中止を!
- 取扱説明書や注意表示をよく読み、理解して使用しましょう。
- 製造元や販売元のほかに、型式や機能が明示された商品を購入しましょう。

正しい使い方
で事故を防止して
ケロ



山形県消費生活センター
キャラクター“ケロ”ちゃん

「消費生活出前講座」

を利用してみませんか?

- ◆最新の悪質商法について
- ◆契約トラブル等の相談事例紹介
- ◆トラブルへの対処法など

講師が各地域に出向いて、消費生活に関する知識をわかりやすくお伝えします。



※まずは、お電話でお申込みください。

費用は
無料
です!

1月・2月の無料法律相談会

- 1月 9日(火) ●2月 6日(火)
【時間】13:30~15:30



業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスを無料で受けることができます。秘密は守られますので、安心してお申し込みください。

【場所】最上総合支庁
【時間】お一人様30分となります

※事前に電話でのご予約をお願いします。

最上消費生活センター TEL 0233-29-1370

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁 1階)
《受付時間》午前9時~午後5時(土日祝日・年末年始を除く)

★消費者ホットライン188で、最寄りの消費生活センターにつながります。

